令和８年（フ）第４００号
埼玉県春日部市大衾573番地５　アネックスＳＥＫＩＮＥ205
債務者　中司満寿美
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第４８１号
埼玉県草加市谷塚上町398番地　パナハイツ杉Ｎｏ．１－102号
債務者　石井久美子
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第８１５号
埼玉県入間市大字新久439番地27
債務者　大渕　和雄
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第３３０号
埼玉県児玉郡神川町大字元原81番地１　みのり荘Ａ－１
債務者　堀川　郵政
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第３５６号
埼玉県羽生市大字桑崎906番地１
債務者　千島　純也
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第３９２号
埼玉県深谷市上柴町西１丁目２番地11　ハイツユートピア103号、旧住所埼玉県白岡市高岩1771番地７
債務者　小野　大輔
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第１１９４号
札幌市北区あいの里３条６丁目５番39号　ルアナⅢ101号
債務者　富樫　　愛
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１８７０号
札幌市白石区本郷通４丁目南１番６－205号
債務者　港　　智久
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１９６５号
北海道石狩市花川南２条５丁目148番地
債務者　濵島　　悠
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１９７７号
札幌市中央区北13条西15丁目４番１－201号
債務者　小沼　千夏（旧姓若山）
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１９８２号
札幌市厚別区もみじ台南４丁目１番９－303号
債務者　関根　　司（旧姓太田）
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１９８９号
札幌市北区北31条西11丁目１番１－106号
債務者　藤田　孝代
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２００４号
札幌市豊平区平岸４条６丁目３番11号　２号
債務者　齊藤　知美
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２０２６号
北海道江別市大麻中町３番地　Ａ９－106
債務者　猪村　真樹
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２０６５号
札幌市北区麻生町１丁目７番９－403号
債務者　橋本　　堇
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２０７１号
札幌市白石区中央３条５丁目４番30号
債務者　南江　昭子
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２１７６号
札幌市西区発寒３条１丁目６番19―406号
債務者　三浦　静流（旧姓山下）
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部